

パブリックコメント等を踏まえた愛知県地域保健医療計画(案)における原案からの主な変更点

(データの時点修正及び軽微な語句の修正を除く)

項目		主な変更内容	変更理由	
第1部 総論	第1章 計画の基本理念	第1節 計画の背景、目的	—	
		第2節 計画の推進	—	
	第2章 地域の概況	第1節 地勢及び交通	—	
		第2節 人口及び人口動態	—	
第3章 地域医療構想の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想における必要病床数の位置付けを追記。(P14) ・医療機関の自主的な取組だけでは、病床の機能の分化と連携が進まない場合は、医療審議会や地域医療構想推進委員会の意見を踏まえ、地域医療構想の達成に向けた取組の促進に努める旨を追記。(P16) 	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント等の意見の反映 ・パブリックコメント等の意見の反映 		
第2部 医療圏及び基準病床数等	第1章 医療圏	—	—	
	第2章 基準病床数	・基準病床数の 位置付け 及び病床数並びに既存病床数を追記。(P22)	・直近の人口等を用いて算定したため	
	第3章 保健医療施設等の概況	<ul style="list-style-type: none"> 第1節 保健医療施設の状況 第2節 受療動向 	—	
第3部 医療提供体制の整備	第1章 保健医療施設の整備目標	第1節 2次3次医療の確保	—	
		第2節 公的病院等の役割を踏まえた医療機関相互の連携のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のがん医療提供体制の充実強化等のため、県がんセンター愛知病院と岡崎市民病院を一体的に病院運営することが望ましいことから、岡崎市への移管に向けた協議を進めている旨を追記。(P51) ・各公的病院等が策定した「新公立病院改革プラン」又は「公的医療機関等2025プラン」をもとに地域医療構想の達成に向けた具体的な議論を促進する旨を追記。(P53) 	<ul style="list-style-type: none"> ・より高度ながん医療を提供するため ・パブリックコメント等の意見の反映
		第3節 地域医療支援病院の整備目標	—	—
		第4節 保健施設の基盤整備	—	—
	第2章 機能を考慮した医療提供施設の整備目標	第1節 がん対策	・平成30年4月から、名大附属病院が「 がんゲノム医療中核拠点病院 」に指定されることに関する内容を追記。(P64)	・国が、 がんゲノム医療中核拠点病院 を指定するため
		第2節 脳卒中対策	・後期高齢者医療の被保険者が受診する健康診査の受診率について追記。(P76)	・パブリックコメント等の意見の反映
		第3節 心筋梗塞等の心血管疾患対策	〃 (P85)	〃
		第4節 糖尿病対策	〃 (P93)	〃
		第5節 精神保健医療対策	—	—
		第6節 移植医療対策	—	—
		第7節 難治性疾患・アレルギー疾患対策	・アレルギー疾患対策を項目として加え、「アレルギー疾患医療拠点病院」を指定するとともに、「愛知県アレルギー疾患医療連絡協議会」を設置し、アレルギー疾患施策全般の充実を図る旨を追記。(P114)	・パブリックコメント等の意見の反映
		第8節 感染症・結核対策	—	—
		1 感染症対策	—	—
	2 エイズ対策	—	—	
	3 結核対策	—	—	
	4 新型インフルエンザ対策	—	—	
	5 肝炎対策	—	—	
	第9節 歯科保健医療対策	—	—	
	第3章 救急医療対策	—	—	
	第4章 災害医療対策	—	—	
第5章 周産期医療対策	第1節 周産期医療対策	—	—	
	第2節 母子保健事業	—	—	
第6章 小児医療対策	第1節 小児医療対策	—	—	
	第2節 小児救急医療対策	—	—	
	第3節 小児がん対策	—	—	
第7章 へき地保健医療対策	—	—		
第8章 在宅医療対策	1 プライマリ・ケアの推進	—	—	
	2 在宅医療の提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅を中心とした包括的な看取りについての記述とするため、課題欄を修正し、「在宅看取りを行う医療機関の充実及び、施設や後方支援を担う医療機関での看取り体制の強化を図り、入院医療機関等における相談体制も含め、患者の意思がより尊重される形で人生の終盤を地域で迎えることができる体制の整備を進める必要がある」と修正。(P195) ・目標値等を修正。(P196) 	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント等の意見の反映 ・現状値の修正等のため 	
第9章 保健医療従事者の確保対策	1 医師、歯科医師、薬剤師	—	—	
	2 看護職員	—	—	
	3 理学療法士、作業療法士、その他	—	—	
第10章 その他医療を提供する体制の確保に関し必要な事項	第1節 病診連携等推進対策	—	—	
	第2節 高齢者保健医療福祉対策	—	—	
	第3節 薬局の機能強化と推進対策	—	—	
	1 薬局の機能推進対策	—	—	
	2 医薬分業の推進対策	—	—	
	第4節 保健医療情報システム	—	—	
	第5節 医療安全対策	—	—	
第6節 血液確保対策	—	—		
第7節 健康危機管理対策	—	—		
別表		・各精神疾患に対して専門的治療を実施している精神病床のある病院、精神科外来のある病院、診療所を追記。	・多様な精神疾患等に対応できる精神科医療機関の医療機能を明確にするため	